

## 消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法等の一部を改正する法律附則第10条第1項の規定に基づき届出を行なった電気最終保障供給約款（平成28年4月1日実施。）において、消費税等相当額を含んだ料金率等をもとに料金その他を算定し請求することといたしました。

なお、Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率および55（一般供給設備の工事費負担金）に定める工事費負担金の金額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（燃料費調整）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

## (1) Ⅲ（契約種別および料金）に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力A		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,203.20	163.20
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,268.00	168.00
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,255.04	167.04
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	20.40	1.51
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	18.27	1.35
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	18.20	1.35

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最終保障電力B		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	2,423.52	179.52
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	2,345.76	173.76
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	2,332.80	172.80
電力量料金		
1キロワット時につき		
標準電圧 6,000ボルトで供給を受ける場合	18.30	1.36
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	17.15	1.27
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	17.10	1.27
最終保障予備電力		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき		
予備線		
高圧で常時供給を受ける場合	90.72	6.72
特別高圧で常時供給を受ける場合	116.64	8.64
予備電源		
高圧で常時供給を受ける場合	123.12	9.12
特別高圧で常時供給を受ける場合	142.56	10.56

(2) 55 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
高圧で電気の供給を受ける場合		
架空配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	3,456.00	256.00
地中配電設備の場合		
超過こう長1メートルにつき	26,676.00	1,976.00

区分および単位	金額	消費税等相当額
	円	円
特別高圧で電気の供給を受ける場合 工事費		
架空配電設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加契約電力1キロワットにつき		
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	356.40	26.40
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	172.80	12.80
地中配電設備の場合 (工事こう長100メートル当たり) 新増加契約電力1キロワットにつき		
標準電圧30,000ボルトで供給を受ける場合	637.20	47.20
標準電圧60,000ボルトで供給を受ける場合	540.00	40.00
当社負担額		
新増加契約電力1キロワットにつき	5,400.00	400.00

(3) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき		
高圧で電気の供給を受ける場合	0.186	0.014
特別高圧で電気の供給を受ける場合	0.180	0.013